
○議長（山本 徹）休憩前に引き続き会議を開きます。

奥野詠子議員。

〔28番奥野詠子議員登壇〕

○28番（奥野詠子）消防庁によると、統計を取り始めて以降、救急出動件数及び搬送人員数は年々増加し、コロナ禍に一時的に減少したものの、令和4年は過去最高を記録、そのうち62.1%が75歳以上の後期高齢者でした。

年齢に比例して、認知症の割合は高くなります。認知症高齢者が救急搬送されるケースが増えており、医療の現場は様々な課題が浮き彫りになってきています。そこで、認知症高齢者に焦点を当て、医療の現場での課題の整理と解決策について提案をいたします。

この質問に至った背景には、認知症の父が体調を崩し、入院したことがあります。以下、質問に入ります。

認知症高齢者が体調を崩し、救急搬送され、治療のために入院した際には、点滴の針を繰り返し抜いてしまったり、病室を抜け出し徘徊したり、不安から何度もナースコールをしてしまうことがあります。抜いた点滴の針が目やほかの場所に刺さる危険性や、徘徊中に転倒し骨折などの重傷を負う危険性などから、様々な注意が必要となり、看護師の負担は他の患者と比べ明らかに大きくなります。

本来、高度急性期や急性期の病床では、容態の変化に細心の注意を払うべき患者が入院しており、これ以上認知症高齢者が増えると、本来の医療サービスの質を保つことが困難になるといった声も聞かれます。

県内の救急搬送等で認知症高齢者が入院する事例は、この10年間

でどの程度増加し、どのような課題があると認識しているのか、厚生部長に伺います。

入院中の認知症高齢者は、治療以外のリスクが高いとして、治療中でも退院を促されることがあります。私の父の場合、救急搬送後にそのまま入院となり、3日目に2週間の入院治療計画が示されましたが、その翌日には、認知症であることを理由に退院を促されました。

救急搬送では、認知症を理由に受入れを拒否することはないと聞いていますが、転院となると、認知症高齢者は、そうでない患者と比べて転院先が見つかりにくい実態があります。

県立中央病院では、病院間や地域の福祉施設との連携を専門に担う地域連携室が、退院や転院の調整を担当しています。そこでは、メディカルソーシャルワーカーと呼ばれる医療知識を持った社会福祉士7人が業務に当たっていますが、認知症高齢者の調整は容易ではなく、大変苦勞されています。

県立中央病院をはじめ、高度急性期、また急性期病院において、スムーズできめの細かい退院・転院調整ができるよう、地域連携室の人員を増員する必要があると考えます。

また、入院をきっかけに、介護サービスの利用や介護施設等への入所を希望する場合があります。

介護サービスを利用するためには介護認定を受ける必要がありますが、様々な理由から介護認定を受けていないケースが散見されます。介護認定を受けるには申請からおおむね1か月以上かかることから、急な退院を迫られた場合には、介護サービスを一切利用できない状態で退院となります。

早く退院させたい病院側と、介護サービスが利用できるようになるまで入院の継続を希望する家族の間での調整も容易ではありませんし、ましてや独り暮らしの高齢者の場合はなおさら深刻です。入院患者が介護認定を優先的に受けることができれば、早期に介護サービスが利用できるようになり、退院がスムーズになるケースもあります。

必要が認められれば、入院中に優先的に介護認定の手続を進められるような措置も必要と考えますが、地域連携室の増員と併せて厚生部長に伺います。

県立中央病院に勤務する看護師の方々から、病棟に1人でも介護スタッフがいれば、患者にとっても医療従事者にとっても劇的に環境がよくなるとの意見をたくさん頂きました。現場の切実な声であり、私もそのとおりだと思います。

先日、厚生労働省の担当者と意見交換をしてきました。第8次医療計画策定のための有識者会議で、医療者側から病院内に介護スタッフを配置する必要性について言及があったものの、介護業界から人手不足に拍車がかかるとして強い反発があり、計画には盛り込めなかったと伺いました。

一方で、国は病院内での認知症対応は大きな課題であると認識しており、令和6年診療報酬改定において、直接患者に対するケアを担う看護補助者の配置の評価を改定し、看護補助者が介護福祉士の資格を持つ場合には、大きな加算の対象としました。

加算が使える病院は活用し、活用できない病院に対しては県が独自に支援することも検討すべきと考えますが、厚生部長の所見を伺います。

次に、県立高校の在り方について伺います。

県立高校の在り方は、県政における大きな課題です。

まずは設置者である知事や県が、県教育委員会に対してどのような高校教育を求めているのか、それに対し教育委員会はどのように応えるのかを詰めていく必要があります。

初めに、職業科について伺います。

現在、県立高校の授業料は普通科も職業科も同じ金額となっています。しかし、職業科では実習やそれに必要な資材、機材など、生徒1人当たりの公費負担は大きくなります。それぞれ幾らになるのか。また、そもそも県立高校に職業科を設置している理由、職業科の卒業生の進学や就職の実態について、併せて教育長に伺います。

文部科学省は、職業科設置の意義について、将来のスペシャリストの育成、地域産業を担う人材の育成、人間性豊かな職業人の育成という3つの観点を基本としています。

しかし、県内の様々な業界団体からは、毎年、職業科の卒業予定者に求人を出しても、生徒の多くが進学や異業種への就職を希望し採用に至らない、人材供給という面では役割を果たしていないという厳しい声を頂いています。

県立高校の職業科の就職内定状況は、例年99%以上と高い水準にあります。職業科で学んだ専門分野にどの程度就職したかはあまり話題に上がりません。

中学生が職業科を選択し、3年間も専門的な勉強をしたにもかかわらず、その分野に就職しないということは、学校や教員が職業の魅力や知識を十分に伝え切れていないのではないかと、在学中に培った技能や知識を発揮することが自らのキャリア形成にプラスになるという

実感ができていないのではないかと不安になります。

本県の実情を踏まえ、知事は職業科にどのような期待をし、本来職業科が果たすべき役割について、どの程度その役割を果たせていると考えているのか伺います。

私は、県が職業科に大きな予算を投じている以上、教育の分野であっても目的を明確にし、目標設定と成果分析に基づき、常に改善を図っていく必要があると考えます。

例えば、業界団体と連携を図り、団体から外部講師を招くなど、最新の技術や就職後にすぐに活用できるような技能を身につけることができれば、生徒にとっては、より鮮明に就職後のイメージができ、安心し、自信を持って県内企業に就職しようと思うかもしれません。

業界団体等と協議し、育成すべき人材像のすり合わせや、業界団体の需要を踏まえた募集定員について検討するとともに、外部講師の活用や長期間のインターンシップといった、より実践的で魅力的なカリキュラム構成について検討すべきと考えますが、知事の所見を伺います。

高校再編の議論では、現在の定員や、志願者数、競争倍率ばかりが着目され、県内の産業を維持発展するためにどのような人材が必要とされているのか、また、業界団体が求めるような人材の供給にどのように取り組むのかという視点が置き去りになっています。

こどもまんなかとして、子供が学びたいものを提供することも大切ですが、様々な分野で社会や富山県を支える大人がいなくなれば、結果的にそのしわ寄せが次世代の子供たちに来ることになります。

業界団体のニーズをしっかりと把握し、ニーズに応えるためにど

のような環境や選択肢を子供たちに提供するのかといった視点も重要と考えますが、知事の所見を伺います。

次に、進路指導を取り上げます。

いまだに中学校では、偏差値を基準に進路指導しているという話を聞きます。たまたま自分の偏差値に見合った進学先が職業科だったという理由では、学ぶ意欲の向上にも、その後の進路にもつながりません。

さらに、職業科の進路指導でも、取りあえず進学、取りあえず就職と、高校で学んだ分野とは全く関係のない進路を後押ししている事例もあると聞きます。

これからの進路指導は、生徒が自らの人生やキャリアについて考える機会を増やし、将来のビジョンを持って、進学先の学部や学科、就職先を自らの意思で選択するような環境をつくる必要があります。

特に職業科の教員においては、職業科の果たすべき役割を十分に認識した上で、仕事の魅力や、やりがい、就職することへの不安の解消、保護者への情報提供など、普通科の教員とは異なる意識を持って進路指導に当たるべきです。

進路指導に関して県教委は、教員に対して意識改革を行い、生徒はもとより保護者も理解を深めて進路選択ができるよう、取組を強化すべきと考えますが、教育長の所見を伺います。

次に、県立高校における通級指導について伺います。

以前に県立高校での通級指導を提案し、平成30年度から県立の定時制高校において通級指導を導入いただきました。初年度は4校16人の利用者が、昨年度には43人にまで増加し、利用した生徒たちからも好評と聞いています。

コミュニケーションの苦手意識を改善したい生徒や、苦手分野のスキルを磨きたい生徒は、定時制高校に限らず多くの高校に在籍しており、どのように横展開するのが課題になっています。

全日制高校では単位としての取得ができないため、定時制高校と同様の仕組みが使えないことに加え、中学生まで通級指導を受けていた生徒でも、高校進学を機に学校内で通級指導を受けることに抵抗がある生徒もいることから、工夫が必要であるとこれまでも指摘をしてきました。

富山大学で展開しているアクセシビリティ・コミュニケーション支援室では、学力は十分でも人間関係など学力以外の部分でつまづきがちな学生の支援をしています。

そこで、富山大学と連携を強化し、県内の高校生も支援室を利用できるようになれば、高校生が同じ学校の友達のことを気にせずにご利用でき、富山大学の地域貢献やイメージアップにもつながります。さらに、利用者の進学先として選ばれるようになれば、双方にメリットが生じます。県立大学で同様の仕組みを検討してもよいと思います。

以前にも同様の提案をし、調査研究する旨、また支援の仕組みを検討する旨の答弁を頂いてきましたが、改めて必要性について教育長の所見を伺うとともに、誰一人取り残さない富山県教育の構築を求めます。

さて、様々な困難を抱える子供たちの支援に欠かせないのが、専門教員の存在です。

私も取得した特別支援学校教諭免許状は、特別支援学級や通級の設置を拡大してきたことに加え、障害の有無にかかわらず、教員と

して児童生徒と関わる上で重要なスキルだと認識をしています。

この特別支援の免許状の取得推進は、文科省の中央教育審議会も長年にわたって提言しているところであり、本県では、教員採用試験においての加点制度や免許状取得を支援する制度を導入するなど、保有率を高める取組を続けてきています。

特別支援の免許状の保有数と学級数に対する保有率、また専門教員の必要性と今後の取組について、教育長に伺います。

先日、こどもの未来対策特別委員会にて、県内で困難を抱える子供たちを支援している団体の皆さんや、当事者である子供たちと意見交換をしてきました。

団体の皆さんには、行政の手が行き届かない複雑なケースに、きめ細やかに対応していただいております、団体に対する行政支援の在り方についても見直す必要があると感じました。

行政の手が行き届いていない事例として1つ例を挙げると、不登校の理由が、保護者の病気や障害等に起因する生活困窮の場合です。学校が問題を把握しても、複数の所管にまたがることで、適切な支援に結びつかない事例が多々あるとのことでした。

来年4月に供用開始予定のこども総合サポートプラザは、教育、福祉、警察などの各相談機関がワンフロアに集約され、初動から関係機関がチームとして支援に当たることが強みになると期待されています。

そこで、全ての子供へ支援が行き届くように、まずはどのような事例がこれまで支援困難だったのかを検証すべきと考えますが、こども家庭支援監の所見を伺います。

次に、こどもの権利に関する県条例の制定について伺います。

条例制定の過程で、県は、子供・若者支援団体などからの意見聴取や子供向けのパブリックコメントの実施を予定していますが、それに加えて、児童養護施設や里親といった社会的養護のもとで育った子供や関係者の意見もぜひ反映させる機会を設けていただくよう要望します。

私は四方前県議の後を引継ぎ、富山県里親会の顧問として活動をお手伝いしています。里親の皆さんは、様々な事情を抱えた子供たちを、愛情をかけて育ててくださっています。性別や年齢、家庭環境、障害の有無、本県にも様々な子供たちと、その子供たちを支える大人がいます。

社会と全ての子供たちが、ありのままの自分を受け入れ、自信を持って生きていく希望となるような条例の制定を求めます。知事の所見を伺います。

最後に、地域公共交通について伺います。

先ほどの藤井議員の質問にもありましたが、富山地方鉄道の再構築は、上下分離や、みなし上下分離といった手法を議論する前に、多くの課題を整理する必要があります。

地鉄本線だけを見ても、通勤通学利用が多い黒字区間、あいの風との並行区間、赤字でも生活のために必要な区間、観光振興のために必要な区間と、実態は様々です。

それぞれの目的に応じて、残すべきサービス、また新たに必要なサービスを整理し、各沿線自治体が、どの程度の負担や投資をするのか、投資できるのかを自ら見極める必要があります。

国の認定を受けた城端線・氷見線の再構築実施計画では、路線延長46.4キロメートルに対し、新型車両の導入等を含め施設整備費に

342億円、経営安定支援に40億円の、合わせて382億円を投じることになりました。その資金は、国が128億円、県と沿線市が75億円ずつ、残りをJR西日本が負担することになっています。

富山地方鉄道の路線延長93.2キロメートルは、城端線・氷見線の倍になります。県や沿線自治体の負担はかなり大きくなることが想定されることから、どの程度の投資が持続可能な再構築として適しているのか、慎重かつ十分に検討する必要があると考えます。知事の所見を伺い、質問を終わります。

御清聴ありがとうございました。

○議長（山本 徹）新田知事。

〔新田八朗知事登壇〕

○知事（新田八朗）奥野詠子議員の御質問にお答えします。

まず、職業科への期待、そして果たすべき役割についての御質問でした。

本県の産業を担う、専門分野に関する知識、技術を有する人材を育むための職業教育は重要だと考えております。県立高校の各職業科には、実践的、体験的な学習活動により、地域や社会の健全で持続的な発展を担う職業人を育成する役割があると考えております。

このため、県立高校の職業科では、これまでも、例えば商業高校では大学や企業と連携した商品開発、例えば農業科では農家さんと協力したデュアルシステム型の長期委託学習、あとは、学科にかかわらず県内全ての職業科で企業などから外部講師を招聘する事業を実施するなどしており、企業や産業界とも連携し、実践的で魅力的な教育の提供に努めています。

また、インターンシップをはじめとするキャリア教育を充実させ

るとともに、生徒の適性や能力、希望を踏まえた進路指導がなされています。このことは、本県の高卒就職率の高さにつながっており、さらに、高卒就職者の県内就職率が令和5年3月で94.7%と高い割合となっています。

また、高卒者の離職率が全国平均と比較して低い状況を踏まえますと、就職を希望した大半の高校生は本県を担う人材として活躍しており、県立高校の職業科が本県産業を支える役割を一定程度果たしていると考えております。

人口減少社会において、人材の育成確保の重要性が増すことから、職業科では今後さらに地域の産業や社会において求められている人材の育成を図り、将来にわたって職業人として必要な専門的な知識や技術の高度化への対応力、職業の多様化に対応できる柔軟性の育成に努めてもらいたいと考えております。

次に、職業科の募集定員や学習環境の整備の進め方についての御質問にお答えします。

職業科は、地域や社会の健全で持続的な発展を担う職業人の育成という役割を一定程度果たしてきているということは先ほど申し上げましたが、時代に応じて県内の業界団体などの御意向を適切に反映していく必要もあると考えています。

このため、現在学区ごとで開催しておりますワークショップにも、経済団体からの推薦で、製造業や建設業など様々な業種の方々に参加いただいております。建設系の学科設置に当たっては、業界として指導や学習機材の支援は可能であるというありがたい御意見、商品開発など企業と一緒に活動できるコースを設置してはどうか、あるいは一定期間企業で体験する実践的なカリキュラムが必要ではないか

など、専門的な見地からの御意見も頂いています。

今般の県立高校に関する議論は、職業科にとってもその在り方の大きな変わり目になり得ることから、今後とも、関係する業界団体などの御意見もお聞きし、職業科に求められる役割を果たせるように、必要な見直しについて検討してまいります。

高校再編における県内業界団体の視点の反映についての御質問にお答えします。

昨年度設置した県立高校教育振興検討会議には、学識経験者をはじめ、市町村教育長、学校関係者、保護者などの代表など、幅広い方々が参加され、経済界の方に会長を務めていただき、議論が重ねられました。その結果、本年4月にまとめられた提言では、再編検討の方向性として、様々な学科構成や規模の学校をバランスよく配置することが望ましいとされています。

また、この提言では、各学科でどのような人材を育成すべきかという観点も含め、見直しの方向性が示されており、まず、普通科ではデータサイエンスやグローバルの視点に立った学びの推進、工業科ではデジタルものづくりや工業デザインの担い手育成、防災・社会基盤維持の学びの推進、農業科ではSDGsの実践やスマート農業技術の知識、技術の充実、これらが重要とされました。

この提言を踏まえて御意見をお聞きしたワークショップや意見交換会でも、普通科については、「どう魅力化するのが大事。学校単位の個別性をもっと出してもよいのではないか」など、また、職業科については、「他の職業科と連携して様々な学習を体験できる職業科があってもよい」など、学科の見直しに関する御指摘も多くありました。

今般の高校再編ではこうした幅広い御意見を踏まえて、まずは県として将来、15年をめどにしておりますが、県立高校の教育内容、学科構成、学校規模の組合せと配置など目指す姿を描き、その5年前あるいは10年前の配置の姿を逆算的に考えた上で、具体的に必要となる再編などについて検討することにしていきます。

今後とも経済界のニーズの把握にも努め、議論を重ねてまいります。

次に、こどもの権利に関する条例についての御質問にお答えします。

全ての子供が将来にわたって幸せな状態、ウェルビーイングの状態で生活を送ることができる、こどもまんなか社会の実現を目指すため、(仮称) こどもの権利に関する条例の制定に向けて検討することとしました。

検討に当たっては、学識経験者や最前線で子供の支援活動を行う民間団体などで構成する有識者会議を開催し、また、子供をはじめ、市町村や関係機関などから幅広く御意見をお聞きすることにしていきます。

特に、条例の対象となる子供に対しては、小学校から高校生までを対象とする子供向けパブリックコメントを実施するとともに、希望する子供たちに、こども県政モニターに委嘱しアンケート方式で回答してもらうほか、フリースクールなどに通う子供たちからも意見を聞きたいと考えています。

また、困難な環境下にある子供たちからのヒアリングも重要と考えております。現在、児童養護施設などに入所している子供に対して、施設の職員の協力の下で安心して意見を述べることができるよ

うに、環境に十分に配慮して意見聴取を行うとともに、社会的養護経験のある若者に対してもヒアリングを実施したいと考えています。

私からは最後になりますが、富山地方鉄道の再構築についての御質問にお答えします。

富山地方鉄道の再構築の検討については、富山市さんが中心となって沿線自治体と共に勉強会を開催されているという状況であり、詳細は承知していないことから、既に認定された城端線・氷見線の再構築のケースを踏まえて考えを申し上げます。

まず、富山地鉄は路線の延長が城端線・氷見線の約2倍であることに加え、老朽化が進む高架化された区間や長い橋梁が幾つもあることから、施設整備費は大きな金額になるものと推測しております。

また、再構築の国の支援を受けるには、持続可能な鉄道として再構築事業により利用者が増えることが重要であることから、城端線・氷見線の場合は運行本数を約1.5倍に増やし、新型鉄道車両を導入するなど、利用者の利便を確保する取組を盛り込んでいます。

このため、富山地鉄においても高架化された区間や橋梁などを含む施設整備費に加え、利用者を増やすための取組経費を上乗せする必要があり、さらに事業費が大きくなるのではないかと見込んでいます。

加えて、城端線・氷見線の場合は、施設整備費のうち86億円をJR西日本が負担し、残る費用を国と地元で折半しました。さらに、地元分は県と4市で折半した結果、4市の負担額は64億円となりました。

富山地鉄の場合は、鉄道事業者の負担は見込めず、国の支援が得られたとしても、施設整備費の全額を国と地元で折半し、地元分は

県と沿線市町村で折半して負担する必要がある、地域にとって相当の覚悟が求められます。

沿線市町村においては自分ごととして捉えていただき、地元関係者と財政負担も含めて十分かつ丁寧な議論が行われるよう、県として助言を行っていく必要があると考えております。

私からは以上です。

○議長（山本 徹）有賀厚生部長。

〔有賀玲子厚生部長登壇〕

○厚生部長（有賀玲子）私からは、3問についてお答えいたします。

まずは、認知症高齢者等の入院の事例についての推移及び課題についてでございます。

本県の65歳以上の高齢者の救急搬送件数は、消防庁の「救急・救助の現況」によると、高齢化の進展に伴い年々増加しており、2012年の約2万2,000人から2022年には約3万3,000人と、10年間で約1.5倍となっております。

これらの救急搬送された高齢者の認知症の有無については、統計データがないためお示しできないのですが、本県の高齢者の認知症有病率も年々増加し、2025年で20.1%と推計されていることから、入院、外来診療とも、急性期病院における認知症高齢者への対応事例が増加してきているものと考えております。

身体の傷病を有する認知症高齢者に対して入院治療を行う際には、身体の傷病への迅速な治療と認知症症状への適切な対応のバランスを取ることが求められます。しかし、救急外来や集中治療室など救命救急の現場においては、救命のため身体の傷病への治療を優先せざるを得ず、認知症を有する患者の個別性に合わせたゆとりある対

応が困難な場合もあることが難しい課題であるというふうに考えております。

また、急性期病院等からは、高齢者の増加に伴い、救急搬送後、入院の必要性がなくなったにもかかわらず、要介護度の悪化等により退院調整が困難となる事例が増えており、病棟運営に支障を来すことがあるというようなことを伺っております。

次に、病院における地域連携の担当部署の人員体制及び、入院中の介護認定の手続についてでございます。

県内の急性期病院においては、退院後に患者が利用する医療機関や介護・福祉施設などとの調整や、介護保険の手続などの支援・相談に対応するため、地域連携室等を設置し、看護師や社会福祉士等が関係機関との調整を行っております。

各病院は、要介護度、障害の内容等に適合した回復期病院、療養病院、老健施設や特養、在宅訪問サービス事業者などとの的確にマッチングさせる業務の増加に対応するため、従事する職員の充実強化に努めているところでございます。

議員御指摘の入院中の要介護認定については、退院後すぐに介護サービスを利用する必要がある場合は、要介護認定の申請を受けた後、認定結果が出る前の段階であっても、保険者の判断で暫定ケアプランを作成し、介護サービスの提供を開始することができることされており、県内保険者は必要に応じて迅速な対応に努めているところでございます。

病院と介護施設等がこうした退院調整を円滑に行うためには、各介護施設等が受入れ可能な高齢者の介護、医療措置等に関する要件について、病院、介護保険者、地域包括支援センターなどがきめ細

かく情報を共有する関係づくりの強化が必要であると考えております。

今後とも、高度急性期病院や急性期病院から治療後の回復期病院等への転院、また在宅での治療、介護に的確につなげられるよう、市町村、病院、介護施設等の関係者による医療・介護サービス連携強化の取組を促進してまいります。

次に、病院、病棟における介護スタッフの配置についてでございます。

病棟における介護福祉士の配置については、診療報酬上、看護補助体制充実加算が設けられておりますが、その対象は、療養病棟や地域包括ケア病棟などに限定されております。

県内の公立・公的病院のうち、対象となる地域包括ケア病棟などを有している病院は17病院あり、加算対象となる療養・回復期病棟においては、認知症等を有する高齢者に対するケアの充実の観点から、この加算を積極的に活用して、病棟に介護福祉士など介護スタッフを配置する取組が今後進んでいくものと考えております。

一方、この加算を算定できない急性期病棟においては、議員御指摘の病棟への介護スタッフ配置は病院経営上難しい面があるのではないかというふうに考えております。

看護ケアの充実には、急性期看護補助体制加算を利用して、看護補助者を増員することにより業務を分担し、看護師の負担軽減を図ることも有効であります。

県といたしましては、各病院に実情をお聞きしつつ、急性期、回復期等の病棟ごとに、これらの加算措置を最大限活用しながら、認知症ケアも含めた看護ケア体制の充実が図られるように働きかけて

まいります。

私からは以上です。

○議長（山本 徹） 広島教育長。

〔広島伸一教育長登壇〕

○教育長（広島伸一） 4問のうち、まず最初に職業科についての御質問にお答えをいたします。

まず、県立高校の生徒1人当たりの公費負担の関係ですが、対象校を選定の上、教職員の給与費、光熱費などの学校運営費、それに設備装置費、これを一定の考え方で試算した場合の年間合計額ということになりますが、令和3年度から5年度の3か年平均の生徒1人当たり、普通科で年間約77万円、職業科が年間約112万円ということになっております。

職業科の設置目的については、先ほど知事からも答弁があったとおりでございますが、地域や社会の健全で持続的な発展を担う人材の育成、これを果たすということでございます。

また、昨年3月に県立高校の職業科を卒業した生徒の卒業後の状況でございます。就職が47.2%、進学が52.5%でございます。例えば、記録が残っております約10年ほど前、平成25年度の数値は、就職が53.0%、進学が46.7%でございましたので、これと比較しますと、進学する生徒の割合が増えているという状況でございます。

次に、進路指導についてお答えをいたします。

近年の進路指導におきましては、生徒や保護者の意向を尊重して、行ける学校ではなく行きたい学校への考え方のもと、生徒が将来への目的意識を持って自らの意思で進路を選択できるよう、教育活動全体を通じて段階的、計画的に行っていく、これを基本とさせて

いただいております。

例えば中学校の例を申し上げますと、2年時には各高校の特色などを知るため、高校のホームページや中学校長会が作成いたしました「進路のしおり」を活用して指導に当たる、また3年時には、高校から教員を招き、学校や学科の特色、卒業後の進路などについて話を聞く高校説明会の開催、そのほか県内の企業見学や、地域の社会人や自分の学校の卒業生から話を聞く「働く人や先輩に学ぶ会」などを実施しまして、高校の卒業後の進路も含め、自分の興味・関心、能力、適性に合った進路を考え、生徒が主体的に高校を選択できるよう指導を行っているところでございます。

また、県教育委員会の取組を御紹介しますと、学びの体験オープンハイスクールの実施、「魅力あるとやまの県立高校」とか「県立高等学校をめざすみなさんへ」などの進路指導資料の配布、STEAM教育や地域連携活動に取り組む高校を紹介する動画の県公式ユーチューブでの公開など、中学生また保護者、中学校の教員の方々に、各高校の特色が分かる情報発信に努めております。

こうしたことではございますが、今ほど議員からも、いまだに偏差値を基準としているのではないかというような御指摘も頂いたところでございます。

今後、生徒が卒業後の進路も含めて、自己の在り方、生き方を主体的に考えるように指導しますとともに、保護者に対しましては、懇談会の場などで進路について丁寧に説明し、理解を図ってまいります。また、こうした進路指導の必要性について、教員研修会などを通じ、教員間での認識の共有にも努めてまいります。

次に、全日制高校での通級指導についてお答えをいたします。

文部科学省は、高等学校における通級指導の留意点の一つとして、生徒の感情や心理的な抵抗感にも配慮することを挙げております。

このため本県では、生徒が自分の興味・関心等に応じて科目を選択できる、単位制のあります定時制高校におきまして、平成30年度から自校での通級指導を導入しました。

県教育委員会では、定時制高校への通級指導の導入後、各校の現状把握に努めますとともに、担当教頭、また通級指導教員や特別支援教育コーディネーターで構成します研究協議会で、その効果などを検証し指導方法を改善するなど、通級指導の充実を図ってまいりました。

また、定時制高校における通級指導の認知も上がったこともあり、御紹介がありましたとお利用する生徒は増加傾向にございます。

一方、全日制高校では、特別な支援が必要な生徒に対しましては、スクールカウンセラーと連携しながら、各学校において学年主任や特別支援教育コーディネーターを中心に校内体制を整え、生徒の実情に応じた支援をしているというのが現状でございます。

全日制高校における大学と連携した高校生の通級指導につきましては、富山大学の学生支援の担当者と支援の現状や連携の課題などについて意見交換を行い、研究を進めていたところでございます。残念ながら新型コロナの影響により取組が一部休止しているという状況で、今、具体の再開には至っていないところではございますが、今後、現場の現状把握にも努めながら大学と連携をとり、情報交換しつつ研究を進めてまいります。

最後に、特別支援学校教諭免許状の保有状況などについてお答えをいたします。

本県の小中義務教育学校と特別支援学校における特別支援学校教諭免許状の保有者は、本年4月で1,066人となっており、例えば5年前の令和元年度と比較いたしますと、116人の増加となっております。

これは、紹介のありました採用時の特別支援学校教諭免許状等を保有します受検者に対する加点制度、また、毎年夏に現職教員が特別支援学校教諭免許状を短期間で取得できる集中講義、こうしたものを開設してきた取組によるものと考えております。

一方で、小中義務教育学校で特別支援学級及び通級指導を担当する教員のうち、特別支援学校教諭免許状を保有する割合でございますが、令和2年度からの5か年の数字を申し上げますと、令和2年度36.7%、3年度37.0%、4年度34.1%、5年度に入りまして32.0%、6年度が31.7%と減少傾向が見られるところでございます。

この原因として考えられますことは、近年、特別支援学級や通級指導に在籍する児童生徒が増加したことに伴い、必要となる教員数が増えたことが要因等ではないかと考えられます。

現在、特別支援学級や通級指導におきましては、特別支援学校教諭免許状を保有していない教員が担当する場合がありますが、なるべく、特別支援教育に対する十分な知識とノウハウを有している教員の配置に努めているところでございます。

ではございますが、専門性の高い教員の配置により特別支援教育の質の向上を図ることは大切でございます。特別支援学校教諭免許状の取得促進に向けまして、例えば通信講座の活用も含め、取得方法の多様化などについて検討を進めてまいりたいと考えております。

以上になります。

○議長（山本 徹）松井こども家庭支援監。

〔松井邦弘こども家庭支援監登壇〕

○こども家庭支援監（松井邦弘）私からは、こども総合サポートプラザについての御質問にお答えいたします。

来年4月に開設予定の富山県こども総合サポートプラザ内に、富山児童相談所こども相談センター、県総合教育センター教育相談窓口、県警少年サポートセンター東部分室、富山県子ども・若者総合相談センターの4つの相談機関を配置することとしており、現在、各機関の担当者らによる開設準備のための合同打合せ会議を定期的に行い、その中で、過去の事例や想定事例に基づき、相談支援対応について検討を行っているところでございます。

特に、困難を抱える子供の相談対応事例に関しては、その背景に、いじめや虐待、生育環境、生活困難等の要因が複合しているケースもあることから、4つの相談機関の専門相談員が初動段階からチームで対応することで、適切な支援につなげていくことが重要であり、そうした事例への連携方法についても検討してまいりたいと考えております。

また、議員より御発言ありました支援困難事例についても、この合同打合せ会議を活用して検証していくとともに、開設後は4つの相談機関の専門相談員によるチーム検討連携会議において、検証結果を踏まえまして支援策について協議を行い、適切な支援機関につなぐなど、一人一人の相談者に寄り添った、きめ細かな相談支援となるよう取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（山本 徹）奥野詠子議員。

〔28番奥野詠子議員登壇〕

○28番（奥野詠子）県立高校の在り方について伺った中で、特に職業科における問題意識について私は幾つか述べたわけではありますが、それに対する答弁がなかったようでありますので、再質問をいたします。

私は、単に職業科からの進学や就職の割合がどうなっているのかということを知りたいのではなくて、学んだことから異業種への就職が増えているのではないかと、学んだことと違う進学先を選んでいるのではないかとということについて、まず現場に問題はないのかということを知りたいと指摘したわけであります。

県立高校の在り方について、最初の1問目でこういう実態——卒業生の進学や就職について、異業種への進路を切るということについてどんな実態があるのかということをお伺いしたわけでありまして、その実態について教育長に再答弁を求めます。

そしてもう一つ、こういう実態があるのではないかとということについて、その問題解決であったり、この問題意識を共有する上で、業界団体ともっと協議をしながら、高校の職業科について環境整備を進めるべきではないか、カリキュラムを考えるべきではないかということを知事にお伺いしたわけでございます。

まずはこういう問題意識の前提を共有した上で、答弁をいただきたいと思っております。

以上です。

○議長（山本 徹）新田知事。

〔新田八朗知事登壇〕

○知事（新田八朗）再質問を頂きましたので、お答えをします。

職業科の役割というのは先ほども申し上げたように、実践的、体験的な学習活動を通じて、地域や社会の健全で持続的な発展を担う職業人を育成する役割であるということでもあります。これは先ほど申し上げたとおりです。

一方で、最終的に高校3年間学んだ上で、進学をするのか就職をするのか、あるいはどのような就職先、どのような業種を選ぶかというのは、これはひとえに生徒本人、あるいは御家族とも御相談されるんではないかと、そこで決まってくることだというふうに思います。それ以上のことを、県として、あるいは学校として、教育委員会として踏み込んでいくことは、私はできないというふうに考えております。

それで、異業種に行くとか、あるいは学んだことが必ずしも直接的に生かされないかもしれない就職先を選ぶということについては、それは教師の責任ではなくて、例えば私も経済人の頃は学校に、課外授業といって社会の実態についていろいろと話しに行った、あるいは、先生方が必ずしも得意ではない専門的な経済のこと、あるいはグローバルな国際情勢のこと、このようなこととお話しすることによって、生徒たちの視野を広めたり、あるいはまた、進路選択の参考にするようにということで、いささかながら貢献をしてきました。

そういったところも参考にして、生徒たちは、あるいは家族と相談して、就職するのかあるいは進学するのか、あるいはどのような会社に行くのか、どのような業種に行くのか、そのようなことを決めるんだというふうに思います。

私は、職業科の役割というものは一定程度果たしていると思いま

すけども、でも最後はやっぱり、こどもまんなかの視点でこのことも考える必要があるというふうに思います。

業界に人材を供給するという言い方は、私は必ずしも適切ではないというふうに考えております。

私からは以上です。

○議長（山本 徹）廣島教育長。

〔廣島伸一教育長登壇〕

○教育長（廣島伸一）関連分野への進路等の質問でございました。

昨年3月の係数でございますが、令和5年3月の数字になりますけども、職業科の卒業生で関連分野に進んだ割合は約6割。就職で約7割、進学で約5割というような感じで、合わせて6割というような数字が手元でございます。

○議長（山本 徹）奥野詠子議員。

〔28番奥野詠子議員登壇〕

○28番（奥野詠子）再々質問になりますけれども、私が先ほどから申し上げておりますのは、子供が選択した進路を否定するということではありません。まず、今ほど知事がこどもまんなかでと、子供たちや保護者が選んだ道を、それ以上県が介入する立場ではないということをおっしゃったのだと思います。それについては私も当然そうだと思っています。

が、しかし、私が先ほども問題意識として申し上げたのは、職業科を選択して3年間専門的な勉強をしたのに、その分野に進まないということは何が理由なんだろうかということをやちゃんと検証されているのですかと、そういうことを言っているわけです。

そのときには、知事もかつて、外部からの講師として話を聞いて

もらって、それで進路の選択の考え方が変わったのかもしれないという、そういう事例を御紹介いただきましたが、そもそも、専門的な勉強をしたのにその分野に進まないということは、学校のカリキュラムや教員がその職業の魅力を十分に伝え切れていないのではないかと、在学中に培った技術や知識を発揮することが自らのキャリア形成にプラスになると実感できていないのではないかと、この懸念を申し上げたのであります。

ですので、今の学校に、子供たちや保護者も、この職業科、キャリア教育として十分満足していると、その上での進路選択なんだと言われれば、今の知事の答弁はかみ合っていると思うのでありますが、私は決して子供たちや保護者からそのような意見は伺っておりませんので、まずは現場として、学校や職業科の在り方も業界団体と共にしっかりと見直して、つくり込んでいくべきでないかということで、知事にお伺いをしたわけであります。

これで私の問題意識は今度こそ伝わったと思いますけれども、それを踏まえて答弁を知事をお願いいたします。

○議長（山本 徹）新田知事。

〔新田八朗知事登壇〕

○知事（新田八朗）再々質問ありがとうございます。

私ちょっと疑問に思うのは、業界団体の意見と言われるんですが、いろんな業界はもちろんあるわけで、例えば自民党さんの支援団体だけをとっても何十とあるわけであります。

それに、何と申しますか、それぞれに応じた学科を我々は提供できているわけもないわけでありまして、その辺り、どう理解をすればいいのかわちよっと苦慮するところであります。それから、業界団

体でもそうですし、また、職業という意味では、もうそれこそ数え切れないぐらいあるわけであります。

私、好きな本で「13歳のハローワーク」という本があります。これは13歳ですから、高校というよりももう少し下の世代向けに書かれた村上龍の本でありますけれども、中学校で講演するときなんかはこれをよく例に出してプレゼントしたりしておりますが、これだけでも800、900の業種がありまして、子供たちに、いろんな仕事があるんだ、いろんな商売があるんだよということを例示して、それぞれについてワンポイントずつ大事なことが書いてあるという、そういう本があります。

なので、高校の職業科で、それらのこと全てについての知識あるいはスキルを提供できるわけではないということでありまして、学んだことと違ったところに就職するとか、その意味もよく理解できないことでもあります。そういう意味では問題意識を共有できない私の感受性不足かもしれませんが、そういうふうに思います。

また、さらに高等教育機関に行きますと、例えば法学部に行ったから法曹になるのかと、こんなわけでももちろんないわけでありまして、やっぱり最終的に、それはタイミングであり、あるいは本人の興味であり、あるいはチャンスがあるかないかということもあります。

どんな職業に就くか、あるいはどんな就職先に行くのか、このようなことは、やっぱり本人が選ぶ、本人と保護者が選ぶ、そういったことに尽きるのではないかというふうに考えております。

以上です。

○議長（山本 徹）以上で奥野詠子議員の質問は終了しました。

以上をもって本日の一般質問、質疑を終了いたします。

次に、お諮りいたします。

議案調査のため、明9月18日は休会といたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 徹）御異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

以上で本日の日程は終了いたしました。

次回の本会議は9月19日に再開し、各議員による県政一般に対する質問並びに提出案件に対する質疑を行いますとともに、議会運営委員会を開催いたします。

本日はこれをもって散会いたします。

午後4時05分散会